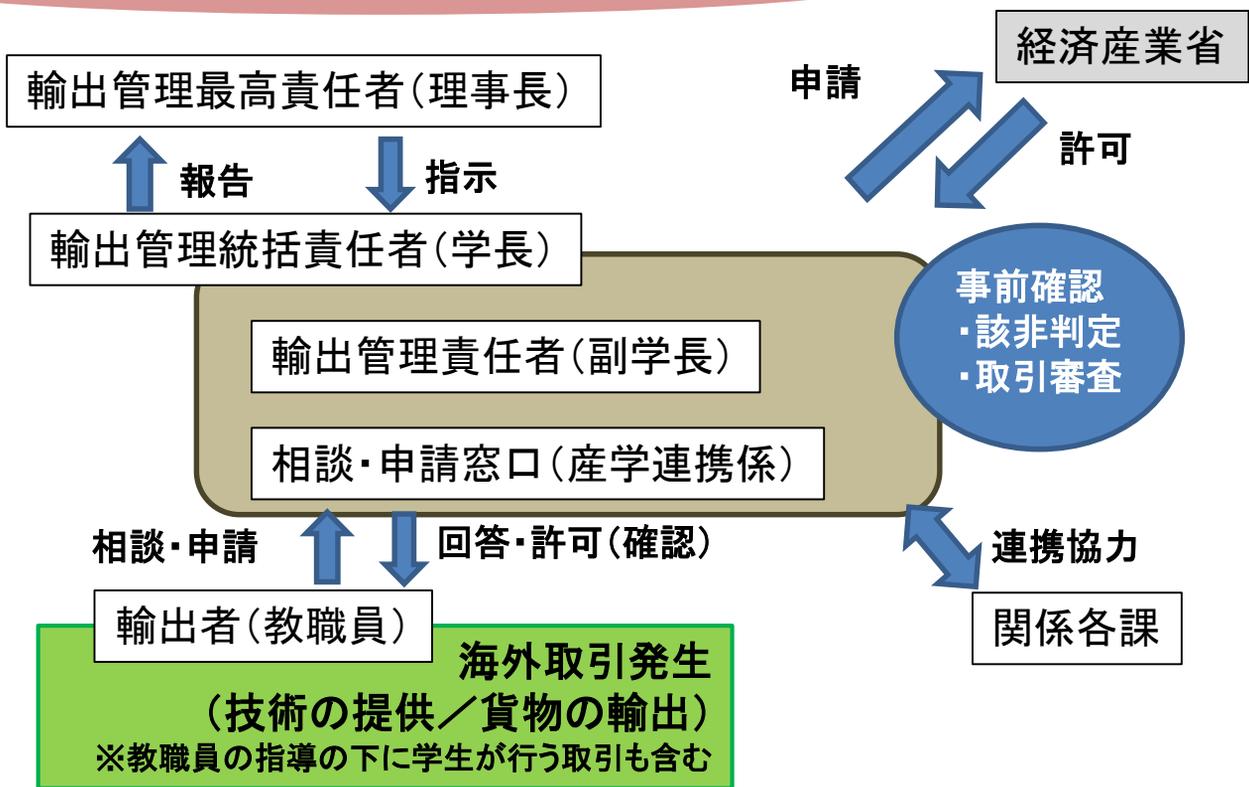


図1: 本学の安全保障輸出管理体制図



	業務
輸出管理最高責任者	重要事項の最終的な決定
輸出管理統括責任者	(1) 輸出管理に関して必要な本学の規程等の制定及び改廃に関すること (2) 輸出管理に関する規程に基づく運用, 手続等の策定及び改廃に関すること (3) 該非判定及び取引審査の承認並びに記録の保存に関すること (4) 経済産業省への輸出管理に係る相談及び許可申請に関すること (5) 輸出管理業務の監査に関すること (6) 輸出管理の教育研修に関すること (7) 特定類型該当者の把握 (8) その他, 輸出管理に関し必要な事項
輸出管理責任者	統括責任者の指示に基づき、輸出管理に関する業務を行う
輸出者(教職員)	・事前確認 ・該非判定・取引審査票の作成